

事業実施に関するQ & A（申請者向け）

※ 下記回答は、県補助金の対象となる市町村の補助金事業等についての、県が想定している事業の考え方ですので、市町村によっては異なる取扱いとなる場合があります。

木造住宅無料耐震診断 関係			
No.	旧No.	質問	回答
1	3	木造の長屋・共同住宅は無料耐震診断の対象になるか。	無料耐震診断事業としては、対象外になります。市町村によっては別途、補助する制度を設けている場合がありますので、各市町村窓口にご相談ください。
2	12	無料耐震診断を行う相談士を指名することはできるか。	必ず希望に沿えるわけではありませんが、希望があれば申込時にお伝えください。
3	39	木造住宅の耐震診断基準が変更されるH18以前に診断補助を受けた案件について、改めて無料耐震診断を受けられるか。	基準の改正など再度診断を受けることが適当と認められるものについては、受けることができます。
木造住宅耐震補強工事 関係			
No.	旧No.	質問	回答
4	13	補強計画や補強工事を実施する場合、無料耐震診断を行った相談士に依頼することになるのか。	無料耐震診断を行った相談士に限る必要はなく、別の相談士と個別に契約していただいて構いません。なお、相談士の名簿は市町村の窓口等にて、閲覧していただくことができます。
5	27	既存の補強工事と同時に増築を行った場合は補助対象となるか。	補助対象となりますが、全体工事費のうち、耐震化のための工事にかかる費用のみが補助対象となります。
6	29	診断を実施した相談士とは別の相談士が耐震補強工事の設計監理をした場合、補強工事は補助対象となるか。	補助対象となります。
7	30	補強工事費に関して、少しでも金額を抑える方法はないか。	簡易な補強(0.7補強)を検討できます。
8	31	耐震工事補助に関して無料耐震診断補助を受けていることが要件になるか。	県としては要件としていません。各市町村に確認をお願いします。
9	32	補強設計・工事監理費用について、工事内容に補助対象外となるものがある場合、工事費による按分でのいいか。	そのとおりです。
10	36	過去に耐震補強工事費補助を受けた案件について、耐震補強工事費補助(除却)を受けることは可能か。	過去に補助を受けた案件については、補助対象外です。
11	41	0.7補強について、転倒防止対策に要する費用は補助対象か。	建築物の耐震補強と異なるため、補助対象外です。
12	42	0.7補強について、家具の転倒防止対策の具体的な内容は。	パンフレット「地震による家具の転倒を防ぐには」(建設省・消防庁等監修)を参考にしてください。(消防防災博物館ホームページ→「防災の世界」→「防災パンフレット」にて閲覧・印刷可能)
13	—	0.7補強について、通常使用していない部屋(倉庫等)にある家具を固定する必要はあるか。	通常使用していない部屋の家具固定は必須ではありません。
14	43	0.7補強について、家具の転倒防止対策は誰が行うのか。	どなたでも構いません。ただし、家具固定は、住宅の構造に知識のある人がやらないと期待する効果は出ない場合が多いため、補強工事に合わせ、相談士のアドバイスを受けてやっていただくことを想定しています。

木造住宅無料耐震診断・耐震補強工事 共通			
No.	旧No.	質問	回答
15	44	木造住宅の規模構造要件はどのように考えたか。	(一財)日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法(2012改訂版)」で診断可能な範囲です。(木造3階以下の在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁構法)
16	45	借家も補助対象か。	対象とすることは可能です。 ただし、工事にあつては、耐震改修後の貸付けにより収益が発生する場合等には、補助金の返還が必要となることがあるため、注意してください。
17	46	法人が所有者でも補助対象か。	
18	47	空き家も補助対象か。 除却以外の場合、「現に居住していること」の要件がないが、空き家を購入し、改修後に居住する場合は、補助対象となるか。	原則、補助対象外です。 ただし、耐震改修後に、居住することが確実に見込まれるものについては、対象とすることが可能です。
19	54	離れは補助対象か。	離れは、単独では一戸建ての住宅とみなせないため、原則、補助対象となりません。 ただし、利用形態(寝室の有無等)により、補助対象とすることが可能となる場合もあるため、市町村に御相談ください。
20	—	過去に増築されていた場合、補助対象となるか。	増築時期、増築のしかたによって判断が異なります。 着工が昭和56年6月1日より前の増築がされたものについては、対象となりますが、それ以降のものについては、個別に、市町村に御相談ください。